

## 高等学校通信教育規程の一部を改正する省令要綱

- 一 通信教育規程に定める基準を最低基準と位置付け、通信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の水準の向上に努めるものとする。こと。（第一条関係）
- 二 通信教育の方法として、放送その他の多様なメディアを利用した指導等を行うことができる。こと。（第二条関係）
- 三 通信制の課程に係る収容定員は、原則として、二百四十人以上とすること。（第四条関係）
- 四 通信制の課程に係る教頭及び教諭の数は五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。とともに、教員等は、他の学校の教員等と兼ねることができるものとする。こと。（第五条関係）
- 五 通信制の課程に係る事務職員は、生徒数に応じて、相当数置かなければならないとすること。（第六条関係）
- 六 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものとする。こと。（第七条関係）
- 七 独立校の校舎の面積は、原則として、一、二〇〇平方メートル以上とすること。（第八条関係）

八 実施校の校舎には、少なくとも教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室及び職員室を備えるとともに、必要に応じて専門教育を施すための施設を備えるものとする。 （第九条関係）

九 実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えるとともに、常に改善し、補充するものとする。 （第十条関係）

十 この省令は、平成十六年四月一日から施行すること。 （附則第一項関係）

十一 その他所要の規定の整備を行うこと。